

第2号様式

鹿児島県警察装備開発改善委員会の設置に関する訓令（概要）

（昭和62年7月1日 鹿児島県警察本部訓令16）

本訓令は、鹿児島県警察に警察装備開発改善委員会を設置し、その運用等に関して必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 本訓令の目的
- 委員会の設置
- 任務に関する事項
- 組織に関する事項
- 委員長の職務等
- 委員会の運営
- 審議結果の処理
- 委員会の事務
- 警察装備品開発コンクールの実施
- 職員の提案等

等である。